

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（相談員）採用試験募集案内

（問い合わせ先）

◆鳥取県子ども家庭部家庭支援課 青少年担当◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階）

電話(0857)26-7076 <https://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	随時受け付けます。 ◎採用試験申込書を郵送又は持参により提出してください。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。 ◎持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。 （土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けていません。）
試験日時	随時実施します。 試験日時は、受験者と調整して決定します。
試験会場	鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220番地ほか）
試験結果発表日	試験後5日以内（閉庁日を除く。）に可否通知の郵送によりお知らせします。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
相談員	1名	・青少年及びその保護者からのSNSやネット利用に関するトラブルや困りごとについての相談を受け、傾聴、助言、専門機関の紹介等を行う。 ・困難を抱える若者の自立支援業務、青少年施策の啓発等に係る事務を行う。	子ども家庭部家庭支援課

3 受験資格

（1）年齢、性別を問いません。

（2）必要な資格、免許等

次のいずれかに該当する者

ア 事業所や公的機関等で相談対応の業務に従事した経験がある者

イ 公認心理士、臨床心理士、社会福祉士又は保健師の資格を有し、社会福祉施設等で実務経験を有する者

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

（4）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
専門試験	100点	業務遂行上必要な知識、技能等を確認する小論文（事前提出課題）
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

5 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 時間額 1, 4 1 0 円 ※経験年数に応じて加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。また、県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。（以下の項目も同様） ○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在籍の場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2. 2 1 月分（6月期1. 105月分、12月期1. 105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150, 000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1, 700円から53, 100円までの範囲内で支給します。（駐車場料金は各自負担）
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じて付与（最大1年間に5日） （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	勤務日数 週12時間以内 勤務時間 午後1時から午後5時まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
任 用 の 期 間	採用日から令和8年3月31日（予定） ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

6 受験申込手続

提出書類等	（1）採用試験申込書（様式1） 1部 <u>※顔写真を貼付すること。</u> （2）小論文 1部 次の小論文課題について、800字程度で記述してください。 18歳未満の青少年がSNSの利用を介してトラブルに巻き込まれ、相談窓口 に相談してきました。相談に対応するに当たり、どういうことが必要だと思いますか。 ※パソコン入力により作成してください。様式は問いません。 ※氏名を必ず記入してください。
申込先	鳥取県子ども家庭部家庭支援課 青少年担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（県庁・本庁舎2階） 電話(0857)26-7076 [持参の場合の提出先] 上記の鳥取県子ども家庭部家庭支援課に、直接ご持参ください。 [郵送の場合のあて先] 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県子ども家庭部家庭支援課 封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員（相談員）受験」と書いてください。
受験票の交付	受験票は交付しません。

※提出書類等は返却しません。なお、記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

7 合格者の決定方法

- (1) 専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者を決定し、得点の高い順に合格者を決定し、すべての試験者に合否を郵送で通知します、
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 合格者の決定と併せて、合計した得点の高い順に補欠合格者若干名を決定します。補欠合格の有効期間は、合格者決定の日から1月間とし、合格者の辞退又は合格の取消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格の有効期間内で欠員が生じた場合に順位が上位の者から順に繰り上げ合格者として採用します。補欠合格者の採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び各試験の得点	合格発表日から1月間	鳥取県子ども家庭部 家庭支援課 (県庁本庁舎2階)

9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、**別途指定する時間までに、試験会場へお越しください。**
- (2) 試験に関する緊急連絡事項がある場合は、試験申込書に記載の携帯電話番号に連絡しますので、ご承知ください。

10 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。